

# メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
21	建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認 電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である太陽光発電設備は、建築確認を要する工作物に原則該当しないが、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当し、建築確認が必要となる場合がある。</li> <li>・ 建築工事届及び建築物除却届 新築、増改築で床面積が10平方メートルを超える全ての建築物に対しては、建築工事に着手する際に建築主が都道府県知事に届出なければならない。</li> <li>・ 工事完了検査 建築確認後に着手した建築工事が完了した場合には、「建築主」が「建築主事」または「指定確認検査機関」に検査を申請しなければならない。</li> </ul>	確認申請	県土整備部 建築住宅課 (023-630-2636)	山形市	市建築指導課
			届出		米沢市、鶴岡市 酒田市、天童市	法第6条第1項第4号に該当する建築物：各市担当課  上記以外：各総合支庁建設部建築課（提出先は市町村）
			検査申請		上記以外の市町村	（提出先は市町村）
					村山地域  最上地域  置賜地域  庄内地域	村山総合支庁建築課(023-621-8235)  最上総合支庁建築課(0233-29-1418)  置賜総合支庁建築課(0238-26-6090)  庄内総合支庁建築課(0235-66-5642)